

判決年月日	平成 24 年 8 月 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事件番号	平成 24 年（ネ）第 10027 号		
<p>○ 携帯電話機用釣りゲームにおける魚の引き寄せ画面及び主要画面の変遷について、アイデアなど表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎず、表現上の本質的な特徴を直接感得することができないとして、翻案が否定された事例</p> <p>○ 携帯電話機用釣りゲームの冒頭に登場する画面ではなく、ゲームの途中で登場する一画面又はそれに類似する画面にすぎないものであり、ゲームの全過程にわたって繰り返されて長時間にわたって画面に表示されるものではない映像は不正競争防止法 2 条 1 項 1 号所定の周知な商品等表示に当たらない</p> <p>○ ある行為が著作権侵害や不正競争行為に該当しないものである場合、著作権法や不正競争防止法が規律の対象とする著作物や周知商品等表示の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成しない</p>			

（関連条文）著作権法 27 条，不正競争防止法 2 条 1 項 1 号，民法 709 条

X（第 1 審原告・控訴人兼被控訴人）は、釣りを題材とした携帯電話機用インターネット・ゲームである「釣り★スタ」（原告作品）を製作し、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を提供するインターネット・ウェブサイトの携帯電話機向け「GREE」において、その会員に対し、公衆送信により配信している。

その後、Y（第 1 審被告・被控訴人兼控訴人）らは、携帯電話機用インターネット・ゲーム「釣りゲータウン 2」（被告作品）を共同製作し、携帯電話機向け「モバゲータウン」において、その会員一般に対し、公衆送信による配信を開始した。

本件は、X が、Y らに対し、(1) Y らが被告作品を製作し公衆に送信する行為が、原告作品に係る X の著作権（翻案権，著作権法 28 条による公衆送信権）及び著作者人格権（同一性保持権）を侵害すると主張し、①著作権法 112 条に基づき、被告作品のゲームの映像の複製及び公衆送信の差止め、ウェブサイトからの上記映像の抹消及び記録媒体からの上記映像に係る記録の抹消、②民法 709 条，719 条に基づき、損害賠償金の支払、③著作権法 115 条に基づき、謝罪広告の掲載を求め、(2) Y らが周知な原告映像と類似の被告映像 1 及び 2 を Y らのウェブページに掲載する行為が、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号に当たると主張して、①同法 3 条に基づき、被告映像 1 及び 2 の抹消、②民法 709 条，719 条に基づき、損害賠償金の支払、③不正競争防止法 14 条に基づき、謝罪広告の掲載を求め、(3) Y らが X に無断で原告作品に依拠して被告作品を製作し配信した行為が、X の法的保護に値する利益を違法に侵害し不法行為に該当すると主張して、①民法 709 条，719 条に基づき、損害賠償金の支払、②民法 723 条に基づき、謝罪広告の掲載を

求める事案である。

原判決は、前記(1)のうち、被告作品における「魚の引き寄せ画面」は、原告作品における「魚の引き寄せ画面」に係るXの著作権及び著作者人格権を侵害するとして、前記(1)①の全部並びに(1)②の一部を認容し、その余の請求を全て棄却した。

そこで、Xが、これを不服として控訴するとともに、損害賠償請求を拡張し、Yらも、原判決を不服として控訴した。

本判決は、以下のとおり、Xの請求をいずれも棄却すべきものとした。

1 著作権及び著作者人格権の侵害の成否について

(1) 原告作品の魚の引き寄せ画面と被告作品の魚の引き寄せ画面の共通する部分は、表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分にすぎず、また、その具体的表現においても異なるものである。

そして、原告作品の魚の引き寄せ画面と被告作品の魚の引き寄せ画面の全体について、水中が描かれた部分の輪郭が異なり、そのため、同心円が占める大きさや位置関係が異なる。また、被告作品においては、同心円の大きさ、パネルの配色及び中心の円の部分の図柄が変化することや、引き寄せメーターの位置及び態様、魚影の描き方及び魚影と同心円との前後関係等の具体的表現においても相違する。

以上のような原告作品の魚の引き寄せ画面との共通部分と相違部分の内容や創作性の有無又は程度に鑑みると、被告作品の魚の引き寄せ画面に接する者が、その全体から受ける印象を異にし、原告作品の表現上の本質的な特徴を直接感得できるということとはできない。

以上のとおり、被告作品の魚の引き寄せ画面は、アイデアなど表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において原告作品の魚の引き寄せ画面と同一性を有するにすぎないものというほかなく、表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、翻案に当たらない。

(2) 原告作品と被告作品とは、いずれも、「トップ画面」、「釣り場選択画面」、「キャスティング画面」、「魚の引き寄せ画面」及び「釣果画面（釣り上げ成功時又は釣り上げ失敗時）」が存在し、その画面が、ユーザーの操作に従い、①「トップ画面」→②「釣り場選択画面」→③「キャスティング画面」→「魚の引き寄せ画面」→④「釣果画面（釣り上げ成功時）」又は「釣果画面（釣り上げ失敗時）」の順に変遷し、上記④「釣果画面（釣り上げ成功時）」又は「釣果画面（釣り上げ失敗時）」から上記①の「トップ画面」に戻ることなくゲームを繰り返すことができる点において、共通する。

しかし、原告作品及び被告作品は、いずれも携帯電話機用釣りゲームであり、基本的な釣り人の一連の行動を中心として、この社会的事実の多くを素材として取り込み、釣り人の一連の行動の順序に即して配列し構成したものである。

上記のような画面を備えた釣りゲームが従前から存在していたことにも照らすと、釣りゲームである原告作品と被告作品の画面の選択及び順序が上記のとおりとなることは、釣

り人の一連の行動の時間的順序から考えても、釣りゲームにおいてありふれた表現方法にすぎないものということができる。また、被告作品には、原告作品にはない画面があり、逆に原告作品にある画面がないなどの点においても異なること、原告作品と被告作品とはその他にも具体的相違点があることも併せ考えると、上記の画面の変遷に共通性があるからといって、表現上の本質的な特徴を直接感得することができるとはいえない。

トップ画面、釣り場選択画面、キャスト画面、釣果画面についても同様であり、被告作品の画面の変遷並びに素材の選択及び配列は、アイデアなど表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において原告作品のそれと同一性を有するにすぎないものというほかなく、表現上の本質的な特徴を直接感得することができない。

(3) よって、Yらが魚の引き寄せ画面を含む被告作品を製作したことは、Xの翻案権を侵害するものとはいえず、これを配信したことは、著作権法28条による公衆送信権を侵害するということもできない。また、同様に、Yらが魚の引き寄せ画面を含む被告作品を製作したことが、Xの同一性保持権を侵害するということもできない。

画面の変遷並びに素材の選択及び配列についても同様である。

2 不正競争防止法2条1項1号に係る不正競争行為の成否について

(1) ゲームの映像が他に例を見ない独創的な特徴を有する構成であり、かつ、そのような特徴を備えた映像が特定のゲームの全過程にわたって繰り返されて長時間にわたって画面に表示されること等により、当該映像が需要者の間に広く知られているような場合には、当該映像が不正競争防止法2条1項1号にいう「商品等表示」に該当することがあり得るものと解される。

しかしながら、ゲームの映像は、通常は、需要者が当該ゲームを使用する段階になって初めてこれを目にするものである。本件において、Xが周知商品等表示と主張する原告映像は、原告作品の冒頭に登場する画面ではなく、ゲームの途中で登場する一画面又はそれに類似する画面にすぎないものであり、ゲームの全過程にわたって繰り返されて長時間にわたって画面に表示されるものではない。また、原告映像に係る画面は、原告作品の公式ガイドブックにおいても、表紙等に表示されておらず、しかも同書はビニールカバーに入った状態で販売されている。

Xは、テレビコマーシャル及び電車内広告や新聞・雑誌により宣伝広告を行ったが、原告映像は、複数のゲーム画面の一つとして宣伝に使用されているにすぎないし、映像が不鮮明なものもある。そのため、これらの宣伝広告によって、魚の引き寄せ画面に係る原告映像が、Xを表示するものとして、周知の商品等表示性を獲得したと認めることはできない。なお、上記宣伝広告のほとんどが、被告映像1及び2の掲載後、すなわち被告作品が配信された同月25日より後に行われたものである。

以上のとおり、原告映像は、Xを表示するものとして周知の商品等表示性を獲得したと認めるに足りない。

(2) 被告影像1及び2は、その掲載態様から、いずれも商品又は営業を表示し自他を識別する商品等表示として使用されているものとは認められず、原告影像と類似の商品等表示ということはできない。

(3) 以上のとおり、原告影像がXを表示するものとして周知な商品等表示であるとはいえないし、被告影像1及び2が商品等表示として使用されているとはいえないから、これを掲載することが類似の商品等表示を使用して混同を生じさせる行為に該当するということとはできない。原告影像の周知商品等表示性を根拠に被告影像1及び2の掲載行為を対象とするXの不正競争防止法2条1項1号に係る主張は、理由がない。

3 法的保護に値する利益の侵害に係る不法行為の成否について

著作権法や不正競争防止法が規律の対象とする著作物や周知商品等表示の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である。

Xは、Yらの行為により、信用毀損が生じた旨主張する。しかし、Xの主張するように、Yらが被告作品を配信したことで、全国の多数のユーザーが原告作品又はXと被告作品又はYディー・エヌ・エーとが同一であると誤認するなどして、Xの社会的信用と営業上の信頼に深刻な影響が出たということまで認めるに足りる証拠はない。

したがって、仮に、Yらが、被告作品を製作するに当たって、原告作品を参考にしたとしても、Yらの行為を自由競争の範囲を逸脱しXの法的に保護された利益を侵害する違法な行為であるということとはできないから、民法上の不法行為は成立しないというべきである。被告影像1及び2は、いずれも原告影像と類似の商品等表示ということはできないし、その掲載によって、混同を生じさせるものともいえない。